

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成24年11月20日(火) 午後6時00分～午後6時30分
午後9時10分～午後9時30分

場所 小田原市役所 601会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子 (教育委員長職務代理者)
2番委員 前田輝男 (教育長)
3番委員 萩原美由紀
4番委員 和田重宏 (教育委員長)
5番委員 山口潤

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

教育部長	三廻部 洋子
文化部長	諸星 正美
教育部副部長・教育総務課長事務取扱	佐藤 富朗
教育部管理監	松本 弘二
文化部副部長	奥津 晋太郎
保健給食課長	皆木 政男
教育指導課長	長澤 貴
教職員担当課長	栗畑 寿一朗
指導・相談担当課長・指導係長兼相談係長事務取扱	菴原 晃
生涯学習課長	古矢 智子
文化財課長	加藤 裕文
図書館長	鈴木 健
教育指導課副課長	柏木 敏幸
保健給食課給食係長	早川 浩美

(事務局)

教育総務課副課長・総務係長事務取扱 阿 部 祐 之
教育総務課主任 井 上 晃 輔

4 報告事項

- (1) 平成25年度公立幼稚園新入園児応募状況について (教育指導課)
- (2) 通知表(票)記載内容の変更等について (教育指導課)

5 議事日程

- 日程第1 議案第18号 小田原市図書館協議会委員の追加任命について
(図書館)
- 日程第2 議案第19号 平成24年度12月補正予算について【非公開】
(保健給食課、文化財課)

6 協議事項

- (1) 小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について【非公開】
(生涯学習課)
- (2) 小田原市図書館条例の一部を改正する条例について【非公開】 (図書館)

7 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 会議録署名委員の決定…山田委員、前田委員に決定

和田委員長…それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。

議案第19号「平成24年度12月補正予算について」は、平成24年12月小田原市議会定例会への提出案件であるとともに、市議会定例会への提案前であり、その性質上、これを非公開といたしたいと存じます。また、協議事項(1)「小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について」及び、協議事項(2)「小田原市図書館条例の一部を改正する条例について」は、今後、市議会定例会への提出を予定している案件であり、その性質上、これを非公開といたしたいと存じます。本議案及び協議事項を非公開とする件について、採決いたします。

(異議なし・全員賛成)

和田委員長…議案第19号及び協議事項(1)、(2)を非公開とすることに賛成の方は、
挙手願います。

(全員挙手)

和田委員長…全員賛成により、議案第19号及び協議事項(1)、(2)は、後ほど非公開での審議といたします。

(3) 報告事項(1) 平成25年度公立幼稚園新入園児応募状況について

(教育指導課)

教育指導課長…それでは、平成25年度公立幼稚園新入園児応募状況について報告いたします。資料1を御覧ください。

平成25年度公立幼稚園の4歳児定員は、全体で385名となっております。内訳は、酒匂幼稚園が105名、東富水幼稚園、下中幼稚園及び矢作幼稚園が各70名、前羽幼稚園及び報徳幼稚園が各35名でございます。各園とも、去る11月1日及び2日の2日間で募集を行いました。その結果、Cの入園申込者は、酒匂幼稚園が57名、東富水幼稚園が44名、前羽幼稚園が13名、下中幼稚園が29名、矢作幼稚園が70名、報徳幼稚園が32名、計245名であり、すべての幼稚園で定員数を上回ることがありませんでしたので、抽選なしで入園いただくことができました。11月5日現在における、Bの区域内幼児に対するCの入園申込者の割合は入園率の欄のとおり30%、また、Aの総定員に対するEの平成25年度園児見込総数の割合は、総定員数に対する割合の欄のとおり62%となっております。なお、資料には記載してございませんが、4歳児定員に対するCの入園申込者の割合は、63%となっております。

今後でございますが、既に定員に達しております矢作幼稚園以外の5園につきましては、保護者の希望に応じ、追加申込みを受け付けることとなります。以上で、報告事項(1)「平成25年度公立幼稚園新入園児応募状

況について」の説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

山 田 委 員…昨年度も話があったかもしれませんが、働いている保護者の方に対しての延長保育についてはどのようになっているのでしょうか。

教育指導課副課長…公立幼稚園における預かり保育は、現在、酒匂幼稚園のみで行っております。酒匂幼稚園は午後2時から5時まで預かり保育を行っており、それ以外の幼稚園は午後2時が閉園時間になりますので、その時間に帰っていただくようになっております。他の園につきましても、希望が多いようでしたら、今後、預かり保育について検討して行かなければならないと考えております。

和田委員長…預かり保育を実施している割には、入園希望者がそれほど多いということにはなっていませんね。

(その他質疑・意見等なし)

(4) 報告事項(2) 通知表(票) 記載内容の変更等について (教育指導課)

教育指導課長…お手元の資料2を御覧ください。本件につきましては、11月7日に、教育委員の皆様にはFAXで御報告させていただきましたが、改めて御説明させていただきたいと存じます。

まず、市内中学校において、今年度、通知票の記載内容を一部変更するに至った経緯でございますが、平成24年1月の通知表(票) 事故調査委員会からの報告において、今後の課題として、「通知表(票)の項目について再考することも今後の検討の一つ」「通知表(票)の内容項目を簡素化することも考えられる」との提案がございました。そこで、教育委員会では、4月の「教育委員会と校長会との連絡調整会議」において、今年度の通知票の作成に向けて、様式や確認方法等の検討を小中学校それぞれの校長会等で行うよう指示いたしました。これを受け、中学校校長会では、新学習指導要領への対応や、今後予定される校務支援システムの導入に向け、学

校ごとに通知票の形式が異なっていたものを、共通なものにしていく必要がございましたことから、4月24日に「通知票検討委員会」を立ち上げ、望ましい通知票のあり方について検討を行いました。この検討委員会には、足柄下郡3町の箱根町、真鶴町、湯河原町も参加しております。

2の「見直しの基本的な考え方」を御覧ください。見直しの大きな点は、通知票に記載する内容と、保護者と確認し合う内容の2つに分けたことで、前者を通知表とし、後者を確認票としたこととあります。「通知票」には、評価の結果であります観点別評価、評定及び所見を記載することとし、出欠席の記録、特別活動の記録、表彰の記録については、事実の記録を確認するための「確認票」として、作成することとしたものでございます。

検討委員会では、5月29日にモデル案を作成し、検討を終了しております。そして、6月から7月には保護者に対し、各中学校より、資料の4、5ページにございますように、「通知票記載内容の変更等について」でお知らせいたしました。これらの変更について、教育指導課では、6月末に報告を受けておりました。

各中学校では、こうして示されたモデル案に基づきまして、本年度前期分の通知票及び確認票を作成し、通知票は前期末の10月5日に、確認票は、各学校の判断により、通知票配付日の前後または当日に配付いたしました。なお、小学校におきましては、平成23年度より全校共通の様式に統一したことから、今回は見直しを行っておりません。

今回の新聞報道の経緯でございますが、11月5日及び6日に神奈川新聞の記者より、前期通知表の記載誤りの有無について、また、横浜市の報道に関連して取材がございました。その結果、「小田原でも事前確認」という見出しで報道があり、報道各社からの多数の問い合わせを受け、11月7日に記者レクチャーを行った次第でございます。記者レクチャーでは、「今回の変更は事前確認ではないのか」という指摘が多数ありましたが、本市で行った変更は、通知票に記載する内容と事実の記録を確認すべき内容に分け、評価・評定等通知票の内容について確認を求めたものではないことを御理解いただきたいと存じます。

最後になりますが、こうした変更につきましては、通常、教育指導課内

でとどめており、これまで公表するという形はとっておりませんでした。
しかし、今回は、通知票事故調査委員会の報告を受けての対応でありましたので、教育委員の皆様に対しても報告すべきであったと反省しております。以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

萩原委員…私は中学生の息子がおりますので、通知票と確認票を分けたことを事前に理解しておりました。前回の事故調査委員会の後に、このように分けていただいたということは、とても分かりやすく、間違いがないように動いてくださっていると感じておりました。ただ、神奈川新聞の報道で、「小田原でも」と書かれていたことに対しては、内容が事実と違うのではないかと思ったのですが、そのあたりをもう少し詳しく教えていただけたらと思います。

指導・相談担当課長…横浜市との違いと言う部分では、横浜市の場合は、通知票を作成するために、成績も含めたすべてのものを、事前にコピーして確認していただいたという形でございます。小田原市の場合は、事前確認ではなく、出欠席・特別活動・表彰の記録については確認票という形で切り離した形にいたしましたので、その部分での確認をさせていただいたものであります。ただ、確認票について、通知票を渡す前に保護者に渡している学校もありましたので、事前に確認させているではないかという声や、名前に「確認」という言葉が付いておりますので、横浜市と同じではないかというような報道をされてしまったという経緯がございました。

山口委員…新聞を読んだ市民の方から問い合わせや苦情は来たのでしょうか。

教職員担当課長…新聞報道後に、教育委員会に対しては2件の問い合わせがありました。

1人は、お名前も言わずに、一方的に「横浜と同じではないか」とまくしたてて、こちらが説明しようとしても、それを遮って延々とまくしたてられました。ただ、言うことを言うと、落ち着かれてお切りになりました。もう1人の方はお名前を名乗られて、「これは事前確認という意味ではないのか。親に確認させるとはどういうことだ。」ということで、趣旨は1人

目の方と全く同じものでした。こちらからも説明しようとしたのですが、その方に対しても、残念ながら、こちら側の気持ちはお伝えすることは出来ませんでした。

山田委員…通知票の記載誤りがあってから、小田原市でも校務支援システムの導入に向けて、皆さんが努力されているので、是非とも実現していただきたいと思います。また、今回、小田原市での記載誤りがなかったということも、報道していただけたら良いと思いましたが、記載誤りがあってから、各学校で先生方が凄く気を付けていらっしゃると思いますので、皆で一丸となって良い方向を目指していただきたいと思います。

前田教育長…今回、記載誤りがなかったということはとても大きいことだと思います。そういったことはあまり報道されませんので、校長会との連絡調整会議や教頭会の中で、学校ががんばってくれたという話しはさせていただきました。また、横浜市と同様だという報道については、はっきりと「横浜市とは違う」ということを、学校と確認しました。

和田委員長…あのような報道をされて、私も実際に見たときに、「全然違うではないか」というのが正直な気持ちでした。市民の方があの報道をそのまま受け止めて、誤解したままの状態というのは良くないと思います。何らかの形で、「横浜市のケースとは違う」ということを、きちんと伝えるという方法があれば、考えていただきたいと思います。また、一番大切なことは、現場の先生方のモチベーションですので、教育委員会として、先生方の「しっかりやろう」という気持ちに配慮した対応をしてくださるとありがたいと思います。

教職員担当課長…先ほどの厚生文教常任委員会でも指摘がございましたが、もっと早くはこちらが広報さえしていれば、あのような新聞報道にはならなかったのではないかと思います。隠しているわけではないのですが、それを隠蔽体質という単語で書かれたりしてしまいますので、今後、このような変更などがあつた際には、積極的にお知らせしていきたいと思ひますし、それが誤解を生まない大きな方策の1つだと考えております。

(その他質疑・意見等なし)

(5) 日程第1 議案第18号 小田原市図書館協議会委員の追加任命について

(図書館)

提案理由説明…教育長、図書館長

前田教育長…それでは、議案第18号「小田原市図書館協議会委員の追加任命について」御説明申し上げます。

図書館協議会委員につきましては、9月の本定例会におきまして承認いただきました8名に加え、1名の追加任命を提案させていただくものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

図書館長…それでは、議案第18号「小田原市図書館協議会委員の追加任命について」につきまして、私から細部説明申し上げます。

本件につきましては、9月30日をもって任期満了となりました図書館協議会委員の改選でございまして、9月の本定例会におきまして承認いただきました8名に加え、社会教育関係者として1名を追加任命いたしたく、提案した次第でございます。議案第18号の別紙として委員名簿案を用意いたしておりますが、既に9人のうち8人につきましては去る9月27日に開催されました本定例会におきまして承認いただいたところであります。

新任の委員の方でございますが、野口 武悟氏におかれましては、筑波大学図書館情報メディア研究科博士課程を修了され、現在、専修大学文学部の准教授として「学校経営と学校図書館」、「図書館資料論」などの科目を担当されていらっしゃいます。

なお、図書館協議会委員の任期につきましては、平成24年10月1日から平成26年9月30日までの2年間となりますが、野口氏におきましては、本定例会におきまして御承認いただきましたその日から平成26年9月30日までを任期とするものでございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質 疑)

山田委員…野口先生は小田原にお住まいなのでしょうか。

図書館長…小田原ではなく、府中市にお住まいです。なお、大学は専修大学ですので、小田急線沿線でございます。

萩原委員…民間の方が入るなど、図書館が変わってきていると思うのですが、先進的なお考えなどをお持ちの方なのでしょうか。

図書館長…9月の定例会におきましてもお話しいたしましたが、今期の図書館協議会につきましては、前期の答申を受けまして、図書館のあり方というものの中で、学校との連携というものを重点的に御審議いただくという思いがございまして、既に決まっている8名の方には、学校教育の関係者が多いということになっております。ただ、現場の方が多くなっておりますので、専門的に研究しており、専門的な知識を持っている方がいらっしゃるとなるとお良いという思いで、野口先生にお願いした次第でございます。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

和田委員長…先ほど非公開とすることにいたしました議案及び協議事項以外の案件は終了いたしましたので、非公開とすることにいたしました案件を審議いたします。関係者以外の方は、御退席ください。

(関係者以外 退席)

和田委員長…それでは、定例会を一時中断いたします。再開は午後9時頃を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

(定例会 中断・再開)

和田委員長…それでは、定例会を再開いたします。

(6) 日程第2 議案第19号 平成24年度12月補正予算について【非公開】

(保健給食課、文化財課)

提案理由説明…教育長、保健給食課長、文化財課長

前田教育長…それでは、議案第19号「平成24年度12月補正予算について」を御説明申し上げます。

11月28日に開会する市議会12月定例会への平成24年度小田原市一般会計補正予算の提出について、別紙補正予算要求概要のとおり提案いたしたいと存じます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

保健給食課長…それでは、私から、議案第19号「平成24年度12月補正予算について」のうち、教育部保健給食課所管事項につきまして、御説明させていただきます。資料の「平成24年度12月補正予算要求概要」を御覧いただきたいと存じます。

資料下段の「債務負担行為補正の学校給食調理委託料」でございますが、共同調理場3場及び小学校10校の計13施設の学校給食調理業務委託料について、平成24年度から平成27年度までの債務負担行為の設定をするものでございます。実際に業務を開始いたしますのは平成25年度からとなりますが、円滑に業務を遂行するためには準備期間が必要となりますことから、平成24年度を含めた4年間の債務負担行為を設定するものでございます。なお、限度額は計7億7,753万7千円でございます。

内容について御説明申し上げますので、資料裏面の「学校給食調理業務の民間委託について」を御覧ください。本市では、平成14年度から調理業務の民間委託を導入しており、これまで学校給食調理施設全23施設のうち15施設で実施しております。表の2番目でございます、調理業務委託実施施設のうち、平成24年度に債務負担行為設定が終了する共同調理場3場及び小学校7校と、3番目の表でございます、調理業務委託新規実施施設として、今年度給食室を整備しております片浦小学校、調理員の定年退職などを勘案して委託化する足柄小学校と酒匂小学校の計13施設の調理業務委託料につきまして、債務負担行為を設定するものです。1番下の表では、残る直営施設6施設を表記しております。

以上で、平成24年度小田原市一般会計補正予算のうち、保健給食課所管事項の説明を終わらせていただきます。よろしく御願い申し上げます。

文化財課長…続きまして、12月補正予算案として提案する予定の文化財保護費について説明させていただきます。資料の「平成24年度12月補正予算要求概要」の歳出欄を御覧いただきたいと存じます。

社会教育費（目）文化財保護費の文化財保存活用経費でございますが、緊急発掘調査事業におきまして、当初予算の見込件数に比べて、実際の発掘調査の件数が増加しておりますので、不足分を追加計上するものでございます。

次に、遺物保存管理事業におきましては、調査補助員が年度途中で1名退職し、その後、補充をいたしました。補助員がいなかった期間や、新たに雇った方との賃金の単価差などにより、今後の執行残の見込がありますので、減額補正するものでございます。

増額部分につきましては1,475万3千円、減額部分につきましては133万1千円ということで、差引1,342万2千円の増額となります。これにつきましては、国庫補助金が2分の1ということで、671万1千円が国庫、一般財源も同額ということになります。

資料の「緊急発掘調査事業」を御覧いただきたいと存じます。増額部分の資料でございますが、緊急発掘調査事業といいますのは、個人住宅の建設などに伴いまして、地下に残っております埋蔵文化財の遺構が破壊されてしまうおそれがある場合に発掘調査を行う本格調査、その前に調査が必要かどうか試し掘りをする試掘調査というものがございます。

資料中ほどの2に「平成24年度緊急発掘調査の見込件数」を載せております。当初予算では本格調査が9件、試掘調査が30件の合計39件分を計上してございましたが、現在の状況から、年度末までに本格調査が5件、試掘調査が27件程度、追加で見込まれますので、これに応じた費用を今回、追加計上するものでございます。なお、年度合計といたしましては、表の合計欄にございますように、本格調査が14件、試掘調査が57件の合計71件の調査が見込まれます。

また、3には、過去3年間の調査件数の推移を載せておりますので、御覧いただければと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

萩原委員…学校給食調理委託料ですが、これは毎回、3年先まで見込んでいるものなのでしょうか。

保健給食課長…今回分といたしましては、債務負担行為として3年間を契約期間としております。単年度契約も考えられないことはないのですが、安定した給食の提供ということを考えますと、毎年業者が変わることは避けたいので、3年、あるいは2年の複数年で契約しております。

山口委員…緊急発掘調査事業についてですが、年々調査の件数が増加している割に、今年度当初予算の件数を39件と少なく見込んだのはなぜでしょうか。

文化財課長…当初予算の編成作業の中で、財源の関係や全体での状況を見て、この事業につきましましては、年度途中で、ある程度年間の見込みが立つような時点で、実績に応じて不足分を補正で対応するという形でここ何年か行っております。ただ、来年度につきましましては、同様に補正を見込んで当初予算を編成するのか、通年を考えた予算計上をするのかは、財政課とも調整中です。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(7) 協議事項 (1) 小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

【非公開】 (生涯学習課)

生涯学習課長…それでは、小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

市内前川にあります橘支所におきましては、都市計画道路小田原中井線整備事業の進捗状況により、平成25年度中に市内羽根尾にあります橘タウンセンターこゆるぎへ移転する予定となっております。この橘支所の2階会議室が生涯学習センター橘分館となっておりますが、支所の移転にあわせ、分館は廃止する予定となっております。そこで、小田原市生涯学習センター条例にごございます橘分館にかかる項目は、削除することとなりま

す。橋分館の廃止後は、近隣にあります前羽福祉館、または橋タウンセンターこゆるぎの貸室に余裕があることから、そちらを御利用いただくこととなります。

今後の流れとして、12月中旬からパブリックコメントの募集や地元への説明を経て条例改正議案を市議会に提出していくこととなります。以上で説明を終わります。

(質 疑)

前田教育長…今回、なぜ資料を用意しなかったのでしょうか。

生涯学習課長…地域の方にまだお知らせしていないことや、道路の事情もございまして、今回は資料を御用意いたしませんでした。

前田教育長…要するに、西湘バイパスの橋出口を出て正面に橋支所がありますが、西湘テクノパークから、橋中学校西側を通過して1号線に道路を繋げると、その支所を通過することになりますので、そのために移転するものです。

萩原委員…12月からパブリックコメントを実施するということですが、そこで「移転しないで欲しい」といった意見がたくさん出てきた場合はどうなるのでしょうか。

生涯学習課長…橋地域全体で活動場所は確保されていると判断しております。近くに他の公共施設がございますし、橋タウンセンターこゆるぎはマロニエと同様に、社会教育施設よりも制限が緩やかに使える場所です。実際に現在、生涯学習センター橋分館を使用している団体もございますが、今後、そのような話をお伝えしていこうと考えています。

(その他質疑・意見等なし)

(8) 協議事項(2) 小田原市図書館条例の一部を改正する条例について【非公開】

(図書館)

図書館長…それでは、「小田原市図書館条例の一部を改正する条例」につきまして、私から御説明させていただきます。

生涯学習課長からの説明にもございましたように、橘支所の廃止に伴いまして、支所に併設されている図書館橘分館を廃止しようとするものです。

図書館分館につきましては、小田原市における均一的な読書機会を提供するため支所に併設する形で、現在市内5か所に設置しております。これら5か所のうち、橘支所の移転に伴いまして、現支所に併設されている図書館橘分館を廃止するため、小田原市図書館条例の一部を改正しようとするものでございます。改正の内容でございますが、分館の名称、位置を定めた第1条第2項第2号に規定されております小田原市立図書館橘分館の名称及び位置を削除しようとするものであります。なお、分館廃止後につきましては、平成19年8月に開設してございます橘タウンセンターこゆるぎの図書コーナーにその機能を集約しようとするものでございます。今後の手続きにつきましては、生涯学習課長の説明と同様でございます。

以上で、協議事項(2)「小田原市図書館条例の一部を改正する条例」についての説明を終わります。

(質疑・意見等なし)

(9) 委員長閉会宣言

平成24年12月20日

委 員 長

署名委員（山田委員）

署名委員（前田委員）